

心を病んで ②

労災認定 厳しい基準

「労災を申請するには、どうしたらいいでしょうか」

「労働時間の記録、給与明細など、証拠になるものをできるだけ集めてください」

京都市のマンションの一室にあるカウンセリングルーム「Big Smile」で、

産業カウンセラーの大槻久美子さん(43)が優しく語りかけた。労災認定では、大槻さん自身、苦労してきた。

機械部品メーカーに勤めていた7年前、新規プロジェクトで試作品の改良などを一緒に担当していた社員の一人が社内です殺した。直前に電話で、「よろしく頼む」と言い残して。

自分を責めた。月100時間を超える残業などで「身体表現性障害」と診断されたが、みるみる悪化。翌春、会社を辞めた。

仕事との因果関係を証明したい。そうすれば同じ働き方をして自殺した仲間も、うかばれるのではないかと。そう考え、労働時間の記録をもとに労災申請した。当初は「労災ではない」と判断されたが、聞きつけた元同僚たちが証言に立ってくれた。一転、認定された。

産業カウンセラーの資格を

長期の審査 7割通らず

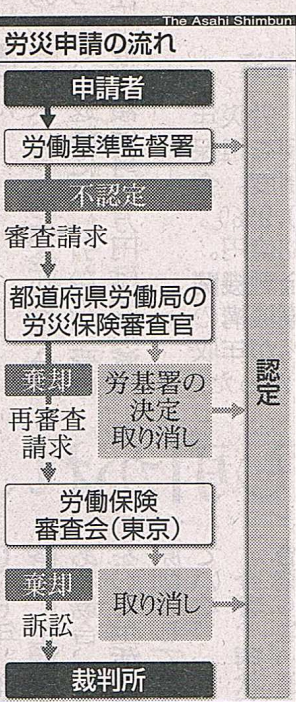


自分の経験を伝え、苦しんでいる人を減らしたい。大槻久美子さんはその一心で産業カウンセラーになった—京都市南区の「Big Smile」

とり、労災認定で得たお金で2006年に「Big Smile」を立ち上げた。全国の企業を回ってメンタルヘルスの相談を受けたり、管理職研修をしたりしている。「つらい記憶がよみがえる労災申請は精神的にきつい。でも一歩踏み出せたから、今がある」

○ ○ ○
労災認定されると、治療費や、平均給与の原則8割の休業補償などを病気が治るまで受給できる。ただ、認定のハードルは高い。

窓口に労働基準監督署は発症直前の半年の心理的負荷を検討。長時間労働の有無も勘案



して「弱」「中」「強」で評価する。「強」で業務以外の心理的負荷がなく、その人の生活歴や性格(個体側要因)に特別な点がないと、認定される。

○ ○ ○
厚生労働省によると、精神障害などによる労災申請は10年度は1181人、認定は308人。ともに過去最多だった。ただ認定率は近年、30%前後で推移。過労死などの脳心臓疾患での認定率が40%台なのと比べ低さが目立つ。

○ ○ ○
労災の時効は給付の種類によつて2年から5年。例えば休業補償給付は休んだ日の翌日から2年、遺族補償給付は死亡翌日から5年だ。申請できずに時効を迎えて解雇され、生活に困る人もいる。

○ ○ ○
東京の総合建設コンサルタント会社「建設技術研究所」

に億単位の損失が発生しかねないクレームが起き、上司に1時間以上怒鳴られた。やがて不眠や胸の苦しき、無気力感に悩まされた。病院で「うつ病」と診断され労災申請した。評価は「中」で、労災は認められなかった。

○ ○ ○
自宅療養と復職を繰り返した末、休業補償の時効の2年がすぎた05年に解雇された。男性の主張を認めていないが、「係争中であり取材には協力しかねる」としている。

○ ○ ○
男性は自分では働けるまで回復したと思うので仕事を探しているが、「病歴があり訴訟を起こした自分を雇ってくれる先は少ないだろう。裁判で負けたら、将来は厳しい」。発病前から証拠を集めて申請していれば、労災認定されたかもしれないのに、と悔やんでいる。(石山英明)